

古文書晚学つれづれ

鶴野博文

(会員 佐伯市田の浦町)

さる翁ありて古希も間近の六十ならぬ「七十の手習い」

とて古文書を学び始めたり。幸い大学の講師にも比すべ
き優れたる師にも恵まれ数年を経たりしが、学業甚だ
遅進、「日暮れて道遠し」の感切実なるも、翁この期にお
よび厚顔自供に悟りすまして惟うに古来よりあまたの俊
秀志を達せる人極めて稀なり。況や凡人においてをや。
されば吾等徒に高き峰のみを望まず同好の士と楽しく語
らい一步ごとに開ける視界を大いに楽しみつつ進むべし、
と。

さて、この二人生死は分かれたのですが、残った高政
も出世のチャンスは失われました。そして、徳川新政権
からは、「従五位下、毛利伊勢守、一万石、外様扱い」という
「格付」をもらつてしましました。

そこで、佐伯の殿様がなぜ「伊勢の守」か、最近学習
した隣の臼杵十二代藩主が、どうして「民部少輔」なの
かななどという素朴な疑問がきつかけで、マニアの官位探
検が始まりました。答えを急ぎますと、一六〇〇年、関
家の分六五万石など莫大な財力も併せて手中にした勢い
り潰し七八家、減高四家分など六四〇万石、プラス豊臣
「御元祖」毛利民部大輔高政公、播磨の国明石を御知行成
「温故知新録」文禄四年（一五九五）の頃に、

一、官位と格式

され候処、豊臣秀吉公、高麗御陣之節、彼の國に於いて
御武功之れ有るに依つて・・・」日田二万石拝領といふ
御朱印状の文面です。

で、まず、一六〇〇年（関が原）を基点として、

一六〇六年 武家の官位は幕府の推薦によること。

一六一年 武家の官位は員外とする。

一六二五年 「禁中並公家諸法度」（一七条）

この中の七条に、

武家の官位者公家当官之外為る可き事。

つまり、武家の官位は朝廷に実際仕えている人達、たとえば五攝家の人々の官位などの「定員外」と、明文化されているので同じ国名や官職名が重なつてもさしつかえないことになりますが、ただ定員外という単純な規定だけではなく、今度は「禁中並公家諸法度」の中にセットされているということが重大なのです、その理由は後にして、初学者が混乱している官位について先に整理しましよう。

つまり、これまでのところで、幕府の中だけの官位、官職名ということは分かりましたが、実際はどうなつてゐるかをみてみると、大名の数をざつと二七〇人としても、当然、六〇か国あまりの国名が足りなくてダブつてしまい、ある時代には、肥前守が五家とか、越後守が六家とかもあつたそうですが、定員外だからといって自由

気ままに国名をつけてよいというわけではありません。

例えば、武藏守は將軍の居城地、薩摩守（島津家）、陸奥

守（伊達家）など実際の領分を示している所や、常陸・

上野などは、親王が國守（長官）という旧慣にもとづき、

次官（二介）を称しているので、あの忠臣蔵で有名な

吉良上野介という名前の由来も分かつてくるのです。

さらに、「御三家」や「御三卿（吉宗の子孫）」はもちろん、加賀前田家や官位や石高も高い有力国持大名（一八家）などは国名も官職名も代々固定している家が多いようですが遠慮なくみだりに不敬を犯してつけることはできません。わが佐伯藩では十二代までの中、

〔伊勢守〕 || 高政・高尚

〔周防守〕 || 高慶・高丘

あと、摂津（高成）・安房（高重）・駿河（高久）

美濃（高誠）となつて、よくわからないのが、八、十、十一、一二代四人の藩主は一代の間に国名が二度、三度と替わつているのはどうしてでしょうか。

つぎに「官位」についてですが、林寅喜さんの調査によると、幕府創立当時の大名達、つまり藩祖の官位受給調査表では、従五位下 || 一六五人、従四位下 || 五七人と

なっております。

それから上位の大名約五〇人は幕府のほんとの高位高官と言える人々でしょう。

徳川体制下、過半数以上を占める従五位下クラスの中には十五万石、十万石の大名も混じっており、一見、かなりはばがあるよう見えます。つまり、佐伯二万石も伊予松山十五万石も従五位下だから同じか、という割り切り方はやはりできません。

大名の統制管理上、最も重要な基準は「格式による序列」でした。昭和一ヶタ生まれの私たちが、今時の若ければもんは、知らんじやろうが、と言いたくなる前の大戦中、絶対服従の体験をした人々は、序列があつち当たり前じや、と思つていたはずです。徳川三百年間に日本人の身にしつけられた格式・序列感覚は全国庄屋以下の津々々々にまで及び、いつしかわれわれ日本人のDNA（遺伝子）にまで組み込まれてしまつていて戦争遂行のため、指導者たちが上は天皇を神とし徳川以上にこの序列システムを極至にまで高めるのはたやすかつた、と言えるでしょう。

では徳川のいう格式とは何か、と考えてみると、それ

は国とか藩とかが基準じゃなくて、徳川家との「続柄」と言えれば分かりやすいかな、と思ひます。

家康わずか六才で織田—今川の人質となつて以来五〇余年、家臣と共にひたすら徳川家再興を念じて風雪と涙の忍従に耐え抜いた徳川家の成長の歴史そのものを基準に大名達を分類序列化しているのです。次に大名達の大まかな序列の決め方として、

①五位の大名の序列は、石高を基準とする。但し、同

高の場合は家督の順（相続の順）。

②四位以上の大名は朝廷官位を基準とする。（石高にとらわれない）但し、同位の場合は家督の順。

③但し①、②共、格式の基準を適宜運用して決定する、
ということになるようです。

例の参勤交代で大名達が江戸城大広間で将軍の前にひれ伏して拝謁するとき、将軍の代わりに私たちが一段高い将軍の座について、下々の方をずうつと見渡してみるとしたら、大名達の序列がビジュアル（視覚的）に理解できる筈です。

将軍に近いほうから、御家門をはじめ、譜代、外様と四位以上は官位の高い方から、五位の大名は石高順に。

各藩の一般領民たちは夢にも見ることができなかつた光景でしよう。

それで江戸城内（殿中）では、まず参勤大名達は「江戸城殿席」に序列によつて定められてゐる七つの控えの間に分かれて入ることになりますが、広大な殿中で各地

方からはるばる上京してきた大名達の儀式指導や将軍拝謁などの世話をする幕府奏者番、目付、殿中坊主達に代わつて、御新任の殿方様は特に、諸事くれぐれもお間違

いの御座いませんようにと、小藩佐伯の殿様ならとくに身びいきして私たちも心配して応援したくなる場面です。佐伯藩の古文書資料に「殿中定例」（年不詳）というのがあつて学習させていただきました。勿論、私は半分も読めないんですが、藩主が参勤のとき江戸城内で決して手落ちや失敗がないように参勤初めの拝謁の受け順序、席順から、将軍に献上する土産物の披露のしかたなど、すべて格式と序列に従い一分の間違いも許されない様子が目に見えるように記録されています。

例えば、わが佐伯の殿様は約一〇〇家ほどあつたといふ十万石以下の外様大名の控えの間「柳の間」詰めで、拝謁など、四位以上は一人ずつのとき、五位大名達は、

五人ずつまとめて一緒に、などの記録があり、私たちが今見ると、恥ずかしいように思われますが、次の代の殿様が間違つて、一人だけ飛び出さないように、との老婆心からでしようか。さて、実例として佐伯藩にかかわりのある大名家を調べてみますと、

六代高慶夫人の実家、宗対馬守は「従四位下 候従対馬府中一〇万石格」です。

宗家は昔から対朝鮮・中国などの重要な外交事務をこなしてきたことにより高い官位を持つています。因みに五位には「侍従」の官職名はありません。

七〇一年に成文法として日本ではじめて出来上がつた「大宝律令」によると、初めの頃は、四位以上は、わずか十数人の高位高官で国政を運営していたのです。

ところで、宗家の「一〇万石格」については「国持ち大名十八家」について述べなければなりません。

国持大名十八家の石高七〇〇万石余、領国数二〇か国、全国の三分の一、一家平均石高三五万石以上で、前田、島津、伊達家など官位も四位侍従ないしそれ以上の官位を持ち、格式が際立つて高く幕府の待遇も、他の外様や

譜代大名とは大きく異なつていて、徳川に臣礼はとるが、

なお客分的性格をもつた大名達だった、と言われています。対馬宗家はこれらに準じた「十万石格」なのです。

前に述べたように、江戸時代も数は何倍も増えていますが四位と五位の格差はたいへん大きいので、毛利家と

宗家との縁組みは不釣合いで、しかも宗家のほうから、娘をもらつてくれまいかと頼まれたというので高慶公、不審に思つて家老に調査させたという逸話があります。

高慶公がどうして対馬家に見込まれたかについて、厚かましくも増村隆也さんの高慶公の逸話に追加してみようと思います。

というのは、この元禄時代、あの一六〇〇年の閑が原から一〇〇年。私たち昭和一けた生まれ「戦中派」も戦後六〇年、戦争を知らない子供たちに限りなく近づき、今や「平和ボケ」とさえいわれています。

この時代の平和百年は現代でいう外圧の殆どない時代ですでのでかつて威勢の旗本八万騎もお目見以下の御家人達は全く活躍の場所がないのは勿論のこと、もうすこしましな地位を、と切望する彼らのキーワードは、

「御役成」おやくなり 役方、つまり事務系統の役人として採用さ

れること。

「御番入」ごばんり 小姓組、書院番組、大番組など番方（武官）として将軍の身辺や城中警護の役人に採用されること。

このいざれかを果たし、なんとかして江戸城本庁に勤務できないかと皆が切望しているという時代に、しかもお小姓で本庁勤め、しかも相当な美男で学問も武芸も抜群に間違ひ無し、だつてあの綱吉の眼鏡にかなつているのですから。

この確度の高い想定条件から対馬藩邸の前を毎日、佐伯藩お手伝い普請の指揮のために通つていく高慶を見初めたのは実は対馬守（父）ではなく現子姫のこんじほうだった、というのが罪のないフイクション、というわけです。

一六九八年（元禄十一年）侍従宗義眞娘現子と結婚。

一七〇三年 嗣子 高通生まれる。

一七一八年 高通 お目見失敗、廢嫡。

これは妾山下満勢子が自分の生んだ高能を嗣子にせんとする陰謀だったといわれているお家騒動で、結局は高通の子、高慶の孫が七代をついで一件落着しました。

次は「喜連川藩」（五千石・下野・栃木塙谷郡）

「無位無冠・無城・四品（従四位下）十万石格」

つまり、官位、官職、城も無い、江戸城中に殿席も無いが名門足利家庶流末裔の故に四品、十万石の格式を以つて待遇されるということになります。

つまり、「格式」を絵に描いて額に入れたような、特別、例外の大名家で、この家名が、藩政時代の歴史の本にはよくでてきます。

石高に関係なく高い家格について言えば、これと似たようなのに「高家」がありますが「忠臣蔵」のせいか吉良上野介が一人で勅使接待役の浅野内匠頭を指導したりいじめたりしているようにみえますが、高家は二十六家もあり名門足利庶流家、一万石以下だけ官位は四位五位の侍従など大名並みの官位をもち、幕府の現職で、平日は毎日交代で一人ずつ當中に当直、となっています。

ところがおどろいたことに、この喜連川家から佐伯藩九代高誠公夫人が輿入れし、十代高翰の生母となつているのです。

つぎは、佐伯藩の者はこの方には足を向けては寝られないが、世評はあまり良くないと言う、「藤堂高虎」（和泉守従四位下、伊勢津二八万石）

一五九二年 第一次朝鮮征伐（文禄）

毛利高政は勿論、梅牟礼城主佐伯惟定も、大友義統の部下として参戦しましたが、不運にも義統が、苦戦の小西行長の救援不履行の責めを負い、豊後除國となり、その結果、惟定は藤堂家に移り助けてもらうことになりました。

（これに関する古文書の講座が、林寅臺講師指導により四、五月に行われました。）

一五九七年 第二次朝鮮征伐（慶長）

この時、毛利高政、藤堂高虎に二度目の大恩を受けることになります。ちょっとそのサワリのところを紹介しますと、

「高麗陣の節、水延といふ所に、蕃船の大将共の船十二艘漂白せり。天河の瀬よりも汐の早き所なり……十二艘漂白する越見斗いて是非ともに乗つ取るべきと下知せられ……先手は敵船のために數多手負いにけり。中にも久留島出雲守討ち死になり。其の外船手の衆、家老共、過半疵をかぶむり、或いは討ち死にす。又は水死須。毛利民部大輔引舟にて蕃船を十文字の鎖を打ちかけ引き寄せる所に、蕃船より弓鉄砲越烈し

く射かくるままに海に入り、既に危うく見えける所に、
藤堂孫八郎同勘解由兩人、船をこぎ寄せ、敵船を追い
退けたすけたると也。……」

「右高政公、御戦功之有り候段、藤堂高虎ヲ初メ御連印
にて秀吉公江御注進之有候に付、高政公江御感状下し
成され……（略）」

以上は平成十六年度の日曜文化講座の一部分ですが、こ
の戦のときの功により日田二万石拝領の感状、というの
が冒頭の話とつながっているわけです。

高政が、高虎を受けたもうひとつ恩というのは、天
正七年（一五七九）「三木城攻め」に二人が参戦、やはり
高政が負傷して、高虎が親切に介抱したときから、無二
の親友になつた、と伝えられています。

この後一六〇〇年関ヶ原戦のとき、細川忠興は家康の
父の細川幽斎が留守を守つっていました。ところが不運に
も、その時高政は大坂方から田邊城攻めを命じられ、城
を包囲中に東軍圧勝となり、高政不利の立場となります
が、この後の処理も、あの家康への、お追従、ごますり、

寝返り大名と評判の悪い高虎が、家康に抜群に気に入ら
れている上に、のちに秀忠の娘、和子入内のとき発揮さ
れた天才的斡旋能力をもつて、親友の高政をとりなした
と思われます。

高政佐伯転封は、一見格下げ左遷のようにもみえます
が、もし高虎がいなかつたら、という想定では佐伯藩は
無かつたかもしれません。それに関連する家康の言葉が
続いている古文書「武家閑談 卷ノ六」で

「家康公藤堂高虎を御呼び成され、其元は毛利民部大輔と
は心安よし承り及び候……（略）」という文があり、家康
が二人の間柄を知つていたことがわかります。

つまり、家康＝高虎＝高政が効果發揮、となります。

高虎については最近NHKの「歴史その時」でも紹介
がありました。身長一八六センチ、体重一三キロという並
外れた体格体力とこれも飛びぬけの優秀な頭脳を持ち、
現代の優等生に無い思慮深さや直感力など色々な長所を
併せて、臨機応変絶妙な効果をあげてきました。

欠点と美点は裏表だとすると、お追従は人を動かす力
や能力であり、単なる寝返りではなく大局観をもつて藩
のため国のために適切な指導者を選ぶ能力が高い、とい

うことになるのでしょうか。

以上のような結果として彼の官位序列とも非常に高く、

殿席は「大広間」で国持ち外様大名（十八家+宗対馬及び南部盛岡）やご家門のうち四位の大名、たとえば、島津・伊達および徳川親戚大名らの控えの間です。

藤堂家の国名ですが、彼は二つの国をいつもは城代家老にまかせ、官職名そのままに、家康の「侍従」に成りきり、毎日のように手土産を持参、家康に近侍、得意の築城名人技を駆使して江戸城ほか幕府にとって重要な城の縄張りや普請をこなしながら家康の話し相手をしたそですが、ある時、家康ご機嫌で高虎にお返しになにかやりたくなり、高虎それに答え「堺」を望んだところ、「堺はやれぬが和泉の名前だけをやろう。以後和泉守を名乗るがよい」となりました。

そこでこれまでの「佐渡守」は分家久居藩に譲った、とありますのが佐伯藩歴代の藩主の国名（＝守名）に伊勢守（藤堂行政地）がだぶっているものもあるけど五人もあるのはなんらかの默契があつたのではないでしょうか。

あと官位のバランス問題が深刻化した例が、五代高久公の六ヶ月離婚夫人満久子さんの実家、南部盛岡藩にあ

り、将軍家内にもありました、紙面の都合で省略いたしまして禁中並公家諸法度について述べます。

七〇一年の大宝律令の官位は「官位相当」が大原則で「官＝官職」「位＝位階」を示しているので、官位を持つ者はそれに相当する官職に必ずついていいるのです。

もうひとつ、当時全国で官位を持つている人は極々の少数で、それに付随する様々な特権と共に官位を天皇家や藤原氏の圈外に絶対出さない、だったのですが元を糺せば彼らの恣意的政策に官位を利用し濫発し、鎌倉に至つてついに義経官位授与事件などをきっかけに官位発給の実権を武家に奪われる過程に入つていきますが、朝廷も例のおじやる族を駆使して挽回しようとしましたが、ついに家康に止めを刺されました。官位発給の実権はおろか、朝廷のすべてが武家と同じ徳川管理体制、官僚体制に幕府の決めた法律によつて組み込まれてしまつたのです。極端にいえば朝廷も実質は幕府の役所ですので、そこに勤める公家たちの人事、任免、席次などすべて逆に幕府の承認が必要となつたうえ、秀忠の娘を入れさせ朝廷内部にも徳川勢が入り込み、この法度履行を監視徹底させるようになつたのでした。